東浦町

イベント等における公園利用の手引き



初版　2026 年 11 月

〈お問い合わせ先〉
東浦町　まちづくり部　都市整備課　公園緑地係
電　話：0562-83-3111
メール：toshiseibi@town.aichi-higashiura.lg.jp

目次

はじめに……2

利用にあたって……3

予約受付スケジュール……4

利用までの流れ……6

利用可能時間と車両の搬入出について……7

公園使用料……7

公園使用料の減免制度について……8

その他注意事項等……9

このはな館等の「ユニークベニュー（特別な会場）」利用について……10

於大公園　基本情報……11

はじめに

東浦町では「緑の基本計画」を策定しており、中でも都市公園は本町のレクリエーション拠点として位置付けられ、住民の皆様の憩いの場、集いの場、そして防災機能を有する場として重要な役割を担っています。

町では、於大公園をはじめとし、より一層の賑わいを創出していくため、積極的な利活用を促進していきます。

この度、公園を利用した地元の活動を支援すること、そして、より多くの方に公平に公園をご活用いただくことを目的として、予約受付のスケジュールやルールを新たに見直すことといたしました。

本手引き（ガイドライン）は、皆様にスムーズかつ適正に公園をご利用いただくための新しいルールをまとめたものです。

ご利用を希望される皆様におかれましては、本手引きの内容をご確認いただき、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

東浦町は、今後も皆様とともに、誰もが親しみやすく、活気あふれる公園づくりに努めてまいります。



（写真：於大公園の遊具広場、東浦町マスコットキャラクター『おだいちゃん』）

利用にあたって

(1)基本理念と対象となる活動

- **賑わいの創出**:公園の賑わい創出や、利用者の満足度向上につながるイベント・出店であること。
- **魅力向上への寄与**:SNS 等を通じた東浦町の公園の PR 発信や、周辺の清掃活動など、公園の魅力向上に積極的にご協力いただけること。
- **公共性への配慮**:公の施設での開催であるため、特定の企業・商品等の宣伝のみを主たる目的としたものでないこと。
- **適正な価格設定**:販売する物品の価格や入場料等が、著しく高額なものでないこと。

(2)利用(出店)資格

- **許可・資格の保有**:食品営業許可証など、実施する事業に伴い関係法令上必要となる許可や資格を有していること。
- **法令遵守**:食品衛生法、消防法、道路交通法など、関連する各種法令を遵守すること。
- **欠格事由に該当しないこと**:暴力団等の反社会的勢力でないこと、またはそれらと関係を有していないこと。また、過去に公園の利用ルールに違反していないこと。

(3)遵守事項

- **火気の取り扱い**:火気の使用は、事前に申請し許可された場所、かつテント内またはキッチンカー内に限ります。それ以外の場所での火気使用は厳禁です。
- **ゴミの処理**:イベントや出店に伴い発生したゴミ(来場者が捨てたゴミを含む)は、事業者の責任で回収し、必ず持ち帰って適切に処理すること。
- **原状復旧**:利用終了後は速やかに清掃を行い、施設を原状に復旧すること。
- **周辺への配慮**:迷惑駐車等で近隣住民や周辺店舗へ迷惑をかけないよう、必要に応じて誘導員を配置するなど、会場周辺の状況確認・整理を行うこと。
- **他の利用者への配慮**:音響機器等による大きな音出しや、過度な場所の占有など、他の公園利用者の迷惑や危険となる行為をしないこと。

(4)安全管理と免責・損害賠償

- **安全管理の徹底**:イベント等の開催中における来場者の安全管理、食中毒対策、防犯・防災対策は主催者(事業者)の責任において万全を期すこと。
- **免責事項**:公園内でのイベント等に関連して発生した事故、盗難、来場者とのトラブル等について、東浦町は一切の責任を負いません。
- **損害賠償**:事業者の故意または過失により、公園の施設、樹木、芝生等を破損・汚損した場合は、事業者の負担において原状に回復、またはその損害を賠償すること。

予約受付スケジュール

東浦町の公園の利用予約は、**半期(半年間)ごとに一斉に受付を開始します。**地元の活性化を目的として、**受付開始から最初の2か月間は「町内事業者」**(注1)**を優先**して受付します。

※受付開始日の1日が土日祝日の場合は、翌開庁日からの受付となります。

■(注1)町内事業者の定義について

優先受付の対象となる「町内事業者」とは、以下のいずれかに該当する企業または団体を指します。

- 法人・個人事業主:東浦町内に**本店(本社)または主たる事務所があること。**(※町内にある事業拠点が、支店や営業所のみである場合は優先受付の対象外となります。)
- 任意団体等:**代表者が東浦町民である**、または**東浦町内を主たる拠点として活動**している団体(町内会、実行委員会、サークル等)であること。

【確認書類について】

町内事業者であることの確認が必要と町が判断した場合には、以下のいずれかの書類のご提示をお願いすることがあります。

- **企業・法人の場合**:会社所在地が分かるホームページ、会社案内(パンフレット)、名刺、郵便物など
- **任意団体等の場合**:代表者の本人確認書類、団体の規約、活動実績が分かる書類など

■スケジュールと対象者

利用希望期間	優先受付期間 【町内事業者のみ】	一般受付期間 【全ての事業者】
上半期 （4月～9月）	前年の 10 月 1 日～ 11 月 30 日まで	前年の 12 月1日～ 利用日の 10 営業日前まで
下半期 （10 月～翌年3月）	4月1日～ 5月 31 日まで	6月1日～ 利用日の 10 営業日前まで
利用回数の制限	【制限あり】 （優先受付期間のみ） ・イベント等：月2回まで ・キッチンカー：月4日まで ※連続開催するイベント・出店は1回と数える ※当該月の休日の総日数の半数を超えないこと	【制限なし】 ※空き枠に対して、回数制限なくお申込み可能です。

※受付開始日（10 月1日、4月1日等）が土日祝日の場合は、翌開庁日からの受付となります。

利用までの流れ

空き状況の確認

お問い合わせ先へ利用希望日時の確認

※空き状況のみお伝えします。**日程・場所の仮確保は行いません。**

都市公園内行為許可申請書の提出　利用日の 10 営業日前まで

お問い合わせ先へ 10 営業日前までに提出してください。

【必要書類】

イベント等開催：①都市公園内行為許可申請書、②企画書、③図面、④イベント開催に伴う同意書及び確認書（兼緊急連絡先シート）

キッチンカー：①都市公園内行為許可申請書、②保健所の許可証

申請書の審査、許可証・納付書の発行

提出された申請書の審査を行い、内容が適当であれば、許可証・納付書を発行します。

※許可証・納付書は役場窓口またはこのはな館（於大公園内管理事務所）にお越しいただき、**必ずイベント等実施前にお受け取り**ください。

使用料の納付

納付書受取後、速やかに使用料を納付してください。

公園の利用（安全管理及び利用後の原状回復）

イベント等の実施にあたっては、遵守事項（P3）及び安全管理と免責・損害賠償（P4）を必ずご確認の上、遵守してください。

利用可能時間と車両の搬入出について

公園の利用および車両での搬入出ができる時間は、原則として公園内施設「このはな館」の開館時間内となります。

■原則の利用可能時間

午前9時～午後4時

■注意事項（車両の搬入出について）

上記の時間外は、搬入出入口の車止めが施錠されるため、車両での搬入・搬出を行うことができません。

準備や片付けの時間も含めて、必ず時間内に完了するよう計画してください。

■時間外の利用について

イベントの準備等で、やむを得ず上記時間外での利用や車両の搬入出を希望される場合は、特別な対応が必要となるため、**必ず申請前にご相談ください。**

公園使用料

公園使用料は、東浦町都市公園条例で定められています。

■別表第2抜粋（東浦町都市公園条例第9条）

区分	単位	金額
行商、募金その他これらに類する行為又は業として写真の撮影を行う場合	1日につき	750 円
業として映画の撮影を行う場合 ※YouTube など SNS の動画撮影も含む	1日につき	7,500 円
興行、展示会、集会、その他これらに類する催しを行う場合	1平方メートルにつき	11 円

※上記の金額は税抜価格（別途消費税がかかります）

※使用料は行為の区分ごとに積上げて算出

※入場料またはこれに類するものを徴収して使用する場合は、金額が2倍となります

【具体例】下図のとおりイベント開催等で公園を利用する場合



・ キッチンカー7台

（1台あたり 15 ㎡使用）

11 円×15 ㎡×7台×1日×1.1＝1,270 円

・ テントでの販売6店舗

（1店舗あたり 20 ㎡使用）

11 円×20 ㎡×6 台×1日×1.1＝1,452 円

・ 水上ステージ

11 円×120 ㎡×1日×1.1＝1,452 円

・ 入場料を徴収するエリア

22 円×500 ㎡×1日×1.1＝12,100 円

入場料を徴収するため、料金が2倍

合計 16,274 円

公園使用料の減免制度について

公園をご利用いただく際、原則として公園使用料が発生しますが、主催団体やイベントの目的によっては使用料の減免（免除）が適用される場合があります。

■使用料の減免（免除）について

町に「使用料が免除される団体」として承認（登録）されている団体が主催するイベントで、その内容が「公共的な目的である」と町が判断した場合、上記の使用料（1㎡あたり 11 円など）は全額免除となります。

・ 申請方法

「都市公園内行為許可申請書」とあわせて、「公共施設の使用料減免許可申請書」をご提出ください。

・ 対象となるイベントの例

地区（町内会・自治会等）が主催する、地域住民向けの「夏祭り」や「防災訓練」など。

■【重要】減免対象のイベント内で「営利目的の販売行為」を行う場合

地域のお祭りなど、イベント自体が使用料免除の対象となる場合であっても、イベントの会場内で「営利目的の販売行為（キッチンカーの出店、テントでの飲食物・物品

の販売など）」を行う場合は、販売行為を行う事業者（店舗）ごとに別途使用料が発生します。

・ **適用される使用料：**1平方メートルにつき 11 円

【具体例】〇〇地区が△△公園（300 ㎡）を貸し切って夏祭りを開催し、そこにキッチンカーが 3 台（1台あたり 15 ㎡使用）出店する場合

・ **公園の面積に対する使用料（300 ㎡分）** ＝ 免除（0 円）

・ **営利目的の販売行為に対する使用料（キッチンカー3 台分）**

＝11 円×15 ㎡×3台×1日×1.1＝ 544 円

その他注意事項等

・ 公園内には許可を受けた行為以外の車両の乗り入れは認められません。公園内に進入する車両は、必ず「車両乗り入れ許可証」を掲示し、ハザードランプを点灯して最徐行で走行してください。また、車両数は必要最低限としてください。

・ 路上駐車等、周辺住民の迷惑とならないようにすること。また、**必要に応じて誘導員を配置するなどの交通対策を行ってください。**

・ 町主催の行事や、災害対応等の公共的な目的で公園を使用する必要が急遽生じた場合、すでに許可を受けている場合であっても、日程の変更や許可の取り消しをお願いすることがあります。あらかじめご了承ください。

このはな館等の「ユニークベニュー（特別な会場）」利用について

東浦町では、於大公園の賑わいをさらに創出するため、公園内の施設を本来の用途とは異なる特別なイベント会場として活用する「ユニークベニュー」の取り組みを推進しています。

その一環として、2025 年4月から、閉館後の「このはな館」の貸し出し（専用利用）を新たに開始いたしました。いつもとは違う特別な空間で、思い出に残るイベントを開催してみませんか？

【利用可能時間】

午後4時～午後9時まで

【このはな館でのユニークベニュー利用例】

普段は休憩所や展示スペースとして利用されている「このはな館」を、貸し切りで以下のような用途にご利用いただけます。

- 家族での誕生日パーティー
- 友人同士のクリスマス会
- 結婚式（ウェディングパーティー）
- クラシックコンサート・音楽発表会　など

【このはな館ホール　使用料について】

使用料は「東浦町都市公園条例」に基づき、以下の通り定められています。

区分	単位	金額
このはな館ホール（専用利用）	1時間	2,000 円
このはな館ホール　空調設備	1時間	450 円

※上記の金額は税抜価格（別途消費税がかかります）。

【その他の公園施設でのユニークベニューについて】

このはな館だけでなく、於大公園の屋外スペース（芝生広場など）やバーベキュー広場等における「ユニークベニュー（本来の用途とは異なる特別な活用）」につきましても、前向きに検討いたします。

「こんなイベントはできるか？」「こんな使い方をしてみたい」といったアイデアがございましたら、随時、お問い合わせ先までお気軽にご相談ください。

於大公園　基本情報

- 位置：東浦町大字緒川字沙弥田2-1
- 面積：約 12.1ha（約 121,000 ㎡）
- 施設：このはな館、遊具広場、おもしろサイクル広場、ふれあいファミリー広場、バーベキュー広場、プレーパーク、マレットゴルフ
- 駐車場：222 台
- 臨時駐車場：東浦町役場駐車場、第1臨時駐車場（職員駐車場）　合計 212 台等

【利用可能エリア：㋐～㋖】

下記以外の場所の利用をご希望の場合はご相談ください。



㋐芝生広場



㋑水辺デッキ（水上ステージ）



㋒このはな館前



㋓園路



㋔トイレ前スペース



㋕園路（駐車場側）



※㋒～㋕の場所におけるキッチンカー出店については、最大 11 店舗出店可能



㋖ふれあいファミリー広場



於大公園以外の町内公園の利用についても、原則として本ガイドラインに沿った運用となります。詳しくはお問い合わせ先へご連絡ください。